# 「地域間格差の解消」に向けた 共同アピール

平成 19 年 9 月 5 日

中四国サミット

### 「地域間格差の解消」に向けた共同アピール

中四国地域においては、地域特有の産業や自然等を活かした個性ある地域 づくりを推進してきている。

しかしながら、税財源の乏しい地方では、近年の地方交付税の大幅な削減や税源の偏在等によって、非常に厳しい財政運営を余儀なくされており、住民サービスの維持向上や自主自立に向けた取組にも限界が生じている状況にある。

このような中、近年、経済状況をはじめ、高速道路ネットワーク整備、過疎対策、医師確保、国立大学運営など、様々な場面で地域間格差の問題が噴出しており、これらの解消に向けた取組が喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、我々は、国策として地域間格差の解消に向けた取組が推進されるよう、次の事項の実現を強く要請する。

#### 1 地域間格差の解消のための予算の確保等

平成20年度の国の予算編成及び税制改正においては、地方交付税 総額をはじめ高速道路網等のインフラ整備など地方にとって必要な予 算を確保するとともに、地方税の偏在是正に向けた抜本的な見直しを 進め、地域間格差の解消や地域再生のため十分に配慮すること。

# 2 高速道路ネットワークの整備等の推進と道路財源の確保

地方が自立的に発展するためには、県境を越えた広域経済圏の形成や 都市間交流の促進が重要であるが、中四国地域にあっては、特にその基 盤となる高速道路ネットワークの整備が遅れている状況にある。また、 中四国の交流、連携を促進し一体的な発展を図る上で、本州四国連絡高 速道路をはじめとする既存高速道路の有効活用は重要な課題となって いる。

このため、高速道路ネットワークについては、より一層の整備を図るとともに、既存高速道路の効率的活用・機能強化を図るため、高速道路料金の引き下げ等を行うこと。

また、道路特定財源については、受益者負担という制度の趣旨に則り、 道路財源として確保するとともに、地方の声や道路整備の実情を十分配 慮し、遅れている地方の道路整備への重点的な配分などを行うこと。

# 3 過疎地域自立促進特別措置法の失効後における新たな過疎対策

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する国民共通の財産であり、 都市と相互に補完・共生する関係が構築されることは、バランスのとれ た豊かな国土の形成につながるものである。 現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成21年度末に失効期日を迎えるが、過疎地域では、少子・高齢化や人口減少の進行にともない、限界集落の増加、地域産業の衰退、公共交通の縮小、医師不足による診療科の廃止や診療所の閉鎖などの新たな問題が発生してきており、地域の社会機能の維持が困難となる地域が拡大しつつある。

このような地域の現状を踏まえ、新たな立法措置も含め総合的な過疎対策を講じること。

#### 4 医師の確保対策の推進

平成16年度からの医師臨床研修の義務化などの影響を受け、医師の 地域偏在による離島や中山間地域での医師不足に加え、産科、小児科な どの診療科における医師不足が深刻化し、健康で安心な住民生活を支え る医療サービスの安定的な提供が脅かされている。

医師確保については、各県レベルの対策には限界があることから、国策として地域の実情を踏まえた実効ある対策を早急に具体化すること。

# 5 地方国立大学の持続的発展及び国立大学運営費交付金の措置

地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興など多様な分野において、地域の自立と発展に大きく寄与している。その重要な財政基盤である運営費交付金については、平成19年6月に閣議決定された政府の「経済財政改革の基本方針2007」の中で、配分ルールの具体的検討に着手し、平成19年度内を目途に見直しの方向性が示されることになっている。

今後の大学の在り方の検討に当たっては、地域における人材育成、 行政・民間企業等との連携による地域貢献など、地域において重要な 機能、役割を有する地方の国立大学が持続的に発展できるよう配慮す ることが必要である。

このため、運営費交付金の配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義だけによることなく、地方の国立大学が持続的に発展できるよう、必要な運営費交付金を措置すること。

平成19年9月5日

中四国サミット (中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長)